

## 「動物愛護管理法改正・意見交流会」閉会宣言

私達は、本日、全国から議員会館に集まり、動物愛護管理法改正のあり方について意見を交流した。

現在の日本の動物をめぐる状況は、動物を商品として生産、販売をし、要らなくなればゴミとして行政が引き取り、殺処分、焼却をしている。

およそ動物の命への尊厳、畏敬、いたわりがない状況である。これは「動物を殺す行政」というべきものである。

また、私達、社会においても、鳴き声、糞尿などで迷惑・被害を受けるとして動物は排除し、駆除（殺処分）をしている。他の動物も必死で生きている中で、自分が迷惑ならば、その動物の命を奪って問題の解決をしているが、これは誤っている。迷惑な動物を、駆除、絶滅させて、私達、人間が生存し、豊かに生活ができるとは考えられない。

また、動物愛護法では保護の枠外におかれている、実験動物、産業動物などは、行政の殺処分以上ともいうおびたしい数とされながら、その実態さえ闇の中にあって、苦痛の中で生かされ殺されている。

動物愛護管理法は、第2条の基本原則において、「動物の命」と「人と動物の共生」を規定しているが、現実には、「動物の命」はゴミの如く扱われ、殺すことにより処理をされている。

本日の交流会で、「動物の命」と「動物との共生」の基本原則に基づいて、ペット、実験動物、産業動物、被災動物などにおいて、行政、業者、業界において、命ある動物が生きるために必要な機会と環境が確保されるための法律改正が必要であることが確認された。今こそ、「殺す行政」から「生かす行政」に転換し、行政の動物引取、殺処分の制限・禁止、行政の「動物保護義務」を規定し、社会、国民の「動物愛護・保護義務」の規定が必要であり、私達は、政府、行政に対して、強く「真に動物を守る法律」の改正がなされることを強く求めて閉会宣言をする。

## 「動物愛護管理法改正の提言」

— 殺す行政から生かす行政へ —

THEペット法塾代表 弁護士植田勝博

### 1 行政による犬ねこの引取義務条項（動物愛護法35条）の撤廃ないし制限

(1) 動物愛護法の基本原則「動物の命」と「人と動物」（動物愛護法2条）

(2) 現在、行政において年間殺処分件数は、犬65,956匹、ねこ173,300匹（平成21年度・地球生物会議ALIVE調査）と膨大な数に上る。

行政は、動物愛護法35条による引取義務があり、動物の処分は、狂犬病予防法ないし条例に基づいて、2日間の公示期間後1日経過後（計3日後）に処分できるとして、5日から1週間で殺処分がされている（THEペット法塾・自治体調査）。人から捨てられ、あるいは所有者不明の犬又はねこが行政に持ち込まれると、あたかもゴミのごとく殺処分がされている。

動物愛護法は、「動物の命」と「人と動物の共生」を基本原則（法2条）とする。

そして何人も、所有の有無に関わらず、殺傷、虐待、遺棄を犯罪として禁じている（法44条）。同法の趣旨からすると、現状の行政の引取義務と殺処分は、明らかに動物愛護法に違反すると言わざるを得ない。

### (3) 行政の引取・処分の違法性

#### ① 動物愛護法違反

行政の行為は、動物愛護法の基本原則「動物の命」及び「人と動物の共生」（法2条）に反し、みだりな殺傷、虐待、遺棄は犯罪（法44条）にあたる疑いがある。

#### ② 狂犬病予防法違反

行政の殺処分の根拠は、狂犬病予防法及びそれを前提とする条例によるとするが、狂犬病に罹患していない犬ねこの狂犬病予防法による殺処分は違法の疑いがある。（狂犬病予防法第4条1項90日以内の犬は除外）。狂犬病予防法による殺処分は、狂犬病の伝染を防ぐ防疫法の目的のために限られ、本来極めて制限されべきところ、行政は引取動物の殆んどを殺処分をしてきたもので、狂犬病予防法に違反する虞が極めて高い。

#### ③ 遺失物法違反

遺失動物（所有者不明の動物）は、警察への届出があり、2週間の公告後の処分の特例規定による処分であるところ、行政（平成19年遺失物法改正（法4条3項）で行政への届出の追加）の処分3日経過後ないし数日内の殺処分の処理は、遺失動物は遺失物であり遺失物法に違反すると認められる。

警察の所有者への返還率は70～80%に達していた。行政は殆んどを殺処分している。

#### ④ 行政の殺処分は禁止されること。（動物愛護法違反）

行政の引取義務の規定は、犬ねこをあたかもゴミとして廃棄をする行為で動物愛護法の趣旨に反するものである。

行政の動物引取と管理、処分は、動物を保護し、殺処分はやむをえないときのみに制限される規制がなされる必要がある。

- 2 野良ねこなど飼主のいない動物の、行政の動物保護責任の規定と、国民の動物愛護・保護義務の規定をすること。
- 3 動物取扱業の下記の被害発生をなくすための禁止ないし規制がなされること。
  - (1) 繁殖業者の規制、苛酷な飼養、ずさんな管理、乱繁殖、動物餓死、遺棄等の被害。
  - (2) 販売業者の規制、深夜営業販売等、幼齢販売（英国等の8週齢未満の販売禁止）等の被害。
- 4 実験動物、産業動物の業者の動物取扱業としての規制がなされること。  
動物の福祉が無視され、被害が発生している状況が認められる。
- 5 被災動物の保護の規定がなされること。
- 6 動物愛護法違反の犯罪規定が具体化されること。  
動物愛護法違反の犯罪について警察、検察が機能していない状況に鑑み、刑罰規定の明確化、具体化がなされること必要である。
- 7 愛護団体の寄付金詐欺・ボランティア詐欺に対する規制（一定額以上の寄付金を集める団体は、集めた寄付金の公表とその用途を公表する義務を課すなど）がなされること。
- 8 飼主等の動物飼養愛護義務（飼主等の愛護飼育教育、室内飼育や不妊去勢手術の推奨）の規制がなされること。
- 9 マイクロチップの装着（動物のトレーサビリティ）、アニマルポリス（飼育放棄や動物虐待の捜査、犯罪などに対処）の導入がなされること。
- 10 動物愛護法を「動物愛護基本法」としての、体裁と内容の規定がなされること。

## 「動物愛護管理法改正・意見交流会」2012.1.20の開催趣旨説明

一般行政から生かす行政へー

THEペット法塾代表 弁護士植田勝博

### 1 本交流会の目的は、

- (1) 動物愛護法35条の行政の引き取り義務の制限（撤廃）の改正
- (2) 「野良ねこ」など所有者のいない動物についての、「行政の保護義務」及び「国民の動物愛護・保護義務」を規定する。
- (3) 動物愛護法の規制対象外となっている実験動物などの保護。  
などです。

### 2 日本の、動物を排除・駆除する社会と行政の殺処分状況

日本の動物をめぐる状況は、①商品として生産、販売し、要らなくなればゴミとして行政が引き取り、殺処分、焼却しています。また、業者により闇に葬られています。②鳴き声、糞尿、ものや庭を汚されたとして、迷惑・被害を受ける動物は排除し、駆除（殺処分）をしています。

犬ねこは、従来、年間50万匹余が行政で殺処分され、現在もなお20万匹が殺処分されています。野良ねこ、宮島しか、野生動物への餌やり禁止や駆除、農作物を荒らすサルなどの駆除、口蹄疫の牛の虐殺と言える殺処分、人に危害が加わる可能性のある熊などの駆除殺処分など、迷惑の原因となる動物の命はゴミのごとく殺している状況です。また、実験動物、産業動物は、動物愛護法の外に置かれて、おびたしい数の動物達が苦痛の中で生かされ殺されていくと言われていました。その実態さえ闇の中です。

南極観測で頑張った犠牲にもなりまた越冬犬として頑張ったタロー、ジローで有名な樺太犬は、キタキツネの伝染病が樺太犬を通じて人にも伝染する可能性があるとして樺太犬の殺処分をした結果、現在、2匹の12才の樺太犬しかおらず、子孫を残せず絶滅すると言われていました。

今、日本は、不要な動物、生活上、迷惑、被害を受ける動物の苦情が行政に行き、行政は、引き取り、捕獲して殺処分をすることで動物問題を処理しています。

### 3 動物の命、人と動物の共生

- (1) みだりに動物を殺さないことは、人倫からも、宗教からも日本の動物文化であったはずですが、人も動物であり、みだりに動物の命を奪うことは許されず、命に対する畏れは、自然な気持ちであった筈です。また、動物と共生しないと人は生きていけないということも基本的な認識であった筈です。

- (2) 「動物の命」と「人と動物の共生」は、動物愛護管理法の基本原則です。「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないように」しなければならない。(同法2条)
- (3) 従来のねこ餌やりについて
- A ねこ餌やり：動物の命の守ること、動物を生かすこと。それは、人倫にも合致し、動物愛護法の基本原則に沿う。
- B 社会；ねこ餌やりは迷惑・被害であり、攻撃を対立をします。  
加藤将棋元名人判決（東京地裁立川支部 2010、5、13 判決）近隣被害者への損害賠償義務。条例の規制の例、全国各地の動き。
- C 行政：動物愛護法35条の引取義務により引き取り、基本的に動物を殺処分して焼却する。

#### 4 問題解決の指針

- (1) 殺さねば解決をしないことか。
- (2) 迷惑を理由に、駆除・殺処分、撲滅は許されるか。
- (3) 「共生」とは、被害、迷惑を受けることである。  
他の動物も必死で生きている。
- (4) 問題解決のための他の方法はないか。  
今生きているねこは生かす。不幸なねこを生まない。「地域ねこ活動」「TN R」の活動。  
各地行政の、引き取り拒否や、地域ねこなどへの支援の取り組み。

#### 5 所有者のいない動物に対する社会と行政の役割

- (1) 「殺す行政」（動愛法違反）から「生かす行政」への転換が必要です。
- (2) 社会（国民）は、動物を排除・駆除することではなく、何がしかの迷惑は甘受し、また、動物を殺す解決ではなく、被害迷惑は自から防御するようにし、動物との共生のために、動物の生存の場や機会を提供をする努力をすることが求められます。
- (3) 野良ねこなど飼主のいない動物の保護は、法律の基本原則である「動物の命」及び「人と動物の共生」という公益性、公共性があり、行政の動物保護責任の規定と、国民の動物愛護・保護義務の規定を求めます。

- 6 動物愛護法の基本原則に反する動物被害をなくすために、THEペット法塾は添付「動物愛護管理法改正の提言」をしています。全国から、約30通近くの手書きの署名が集まりました。各諸団体、行政、関係者において、現場の実態と動物愛護法の改正の必要性についての意見を交流する集会をここに開催するものです。